

牛久市高齢者福祉計画 牛久市介護保険事業計画

うしく安心プラン21

第5期改訂版

(概要版)

平成24年3月

牛久市

目 次

第1章	計画の基本的事項	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	法令等の根拠	2
4	計画の期間	3
5	計画策定体制	3
6	他の計画との関係	3
7	計画の基本的な施策目標と重点課題	5
第2章	牛久市の高齢者を取り巻く現状と将来推計	
1	人口構造の現状と将来推計	7
2	被保険者数の現状と将来推計	7
3	要介護者等の現状と将来推計	7
第3章	高齢者保健福祉サービス等提供の現状	
1	高齢者保健事業	8
2	高齢者福祉事業	9
第4章	高齢者保健福祉サービスの推進	
1	高齢者保健事業	15
2	在宅高齢者対策	17
3	地域包括ケアシステムの構築	19
第5章	介護保険事業計画	
1	介護保険制度	21
2	介護保険給付サービス	33
3	介護保険事業費の見込	39
4	サービス提供体制の整備	41
第6章	高齢者保健福祉サービスを円滑に提供する環境整備	
1	総合的なサービス提供システムの構築	93
2	認知症高齢者対策の推進	95
3	高齢者虐待防止対策の推進	98
第7章	高齢者の生きがい対策の推進	
1	基本方針	43
第8章	高齢者の環境整備対策	
1	ひとにやさしいまちづくりの推進	44
2	ひとにやさしいまちづくり整備指針の策定	44
3	住宅対策	45
4	安全対策	45

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

平成24年2月1日現在、牛久市の総人口に占める高齢者の割合である高齢化率が、21.1%となり、「超高齢社会」といわれる21.0%を超え、今後も上昇が見込まれます。

このような状況の中で、第5期計画の策定にあたっては、現行の第4期計画を点検・評価するとともに、目指すべき基本的な施策目標に向かって、取り組むべき施策を明らかにすることが必要となります。

このため、これまでの「地域包括ケアシステム」の考え方を念頭に置きつつ、高齢者福祉の更なる充実と介護保険事業の安定的な運営を図るため、介護保険の給付対象とならない高齢者福祉サービスはもとより、その他の関連施策も計画の対象として、社会全体で高齢者を支援する体制づくりを進めることが必要です。そこで、計画的な施策推進にあたり高齢者福祉計画は、次の趣旨に沿って策定します。

(1) 高齢者福祉計画の改定

牛久市の高齢者に関する施策全般にわたる「牛久市高齢者福祉計画・牛久市介護保険事業計画（うしく安心プラン 21）」は、3年ごとに計画の見直しをすることから、平成24年から平成26年の新たな計画として策定します。

(2) 介護保険事業計画の改定

本計画は第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画であり、その目標に向けた最終段階の位置づけとしています。

また、第4期計画の策定から3年が経過し、高齢者を取り巻く環境の変化や新たな課題が明らかになる中で、これまでの計画を検証したうえで、更なる高齢者福祉施策の充実を図り、高齢者の多様なライフスタイルを支える地域包括ケアの実現を目指し、市民に向けて制度の周知を図るとともに、住み慣れた地域でのサービス利用を考慮した事業計画を策定します。

(3) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体的な計画策定

「牛久市高齢者福祉計画・牛久市介護保険事業計画」は、牛久市に在住するすべての高齢者を対象に、介護保険の給付対象とならない高齢者福祉サービスはもとより、その他の関連する施策も含み整合性をもった総合的な計画とするものです。

2 計画の性格

(1) 高齢者福祉計画の性格

本計画は、牛久市における高齢者に関する施策全般にわたる計画であり、高齢者に関する基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向けて取り組むべき重点施策を計画的に推進する計画とします。

本計画は、平成11年度に策定された「牛久市高齢者保健福祉計画」（うしく安心プラン21）を継承するものであり、介護保険導入後の高齢者保健福祉を取り巻く環境の変化に対応しながら、高齢者保健福祉施策をさらに発展させていくものとして、見直し策定を行うものです。

(2) 介護保険事業計画の性格

介護保険事業の円滑な運営と、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として計画を策定します。

介護給付等対象サービスが利用者の人格の尊厳および選択の自由を尊重して、提供されるよう体制の確保をする基盤整備とともに、サービスにかかわる人材の資質の向上を図るための研修や情報の提供体制の整備、さらに被保険者の意見を反映したよりよい施策づくりを行うものです。

(3) 関連分野連携による多角的サービスの提供

高齢者のニーズは、現在、多様化しているため、保健・医療・福祉のみでなく関連する住宅、就労、生涯学習等、幅の広い分野において連携を図っていくことが必要です。

また、他市町村との連携および民間によるサービス等との連携についても、十分に配慮し多角的なサービスの提供体制を確立していく必要があります。

3 法令等の根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画、介護保険事業計画は介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定により市町村に策定が義務付けられている計画です。

4 計画の期間

牛久市高齢者福祉計画および介護保険事業計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間として策定します。

なお、この計画は、3年ごとの見直しを次のように行います。

年度	23	24	25	26	27	28	29
高齢者福祉計画 介護保険事業計画（第5期）	見直し	計 画 期 間					
高齢者福祉計画 介護保険事業計画（第6期）				見直し	計 画 期 間		

5 計画策定体制

平成22年4月に介護保険運営協議会委員及び牛久市高齢者福祉計画策定委員会委員を、被保険者代表5名、サービス提供事業者代表8名、学識経験者5名、計18名選任、また保健福祉部内関係各課との連携により、委員会を開催し協議を行いました。

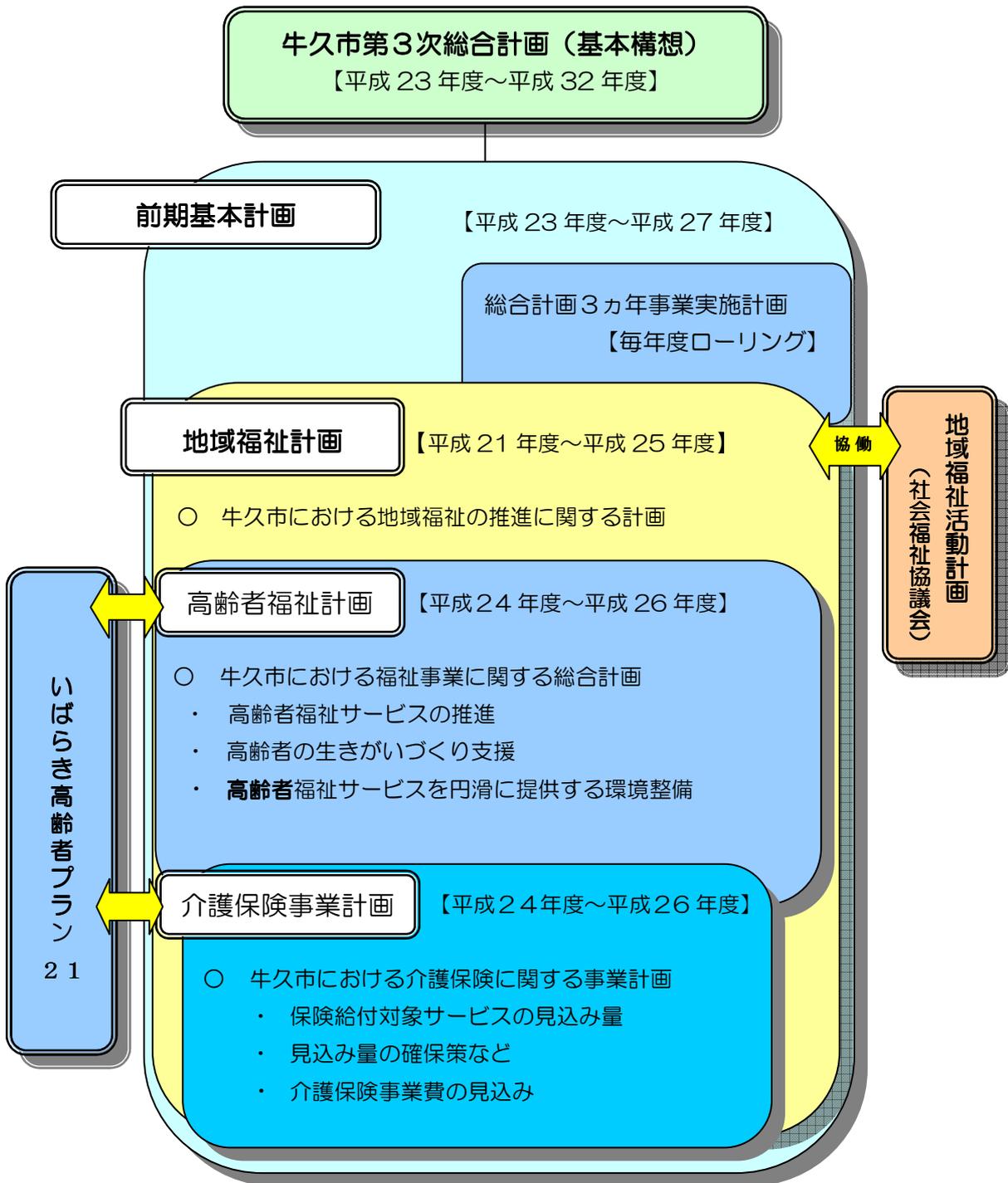
6 他の計画との関係

平成23年度から平成32年度までの10カ年を計画期間とした「牛久市第3次総合計画」の基本構想を基として、平成23年度から平成27年度（前期基本計画）までの5カ年を計画期間とした基本計画に次のように定められています。

基本構想	第4章 政策の大綱
	2 すべての人が安心して暮らせるまち（保健福祉）
基本計画	第1章 すべての人が安心して暮らせるまち（保健福祉）
	第1節 だれもが安心して社会生活を送ることのできる 福祉のまちづくりの推進
	第3節 高齢者が安心して生活できるための環境づくり
	第5節 充実した検診等の医療体制による市民の健康の確保

「牛久市高齢者福祉計画・牛久市介護保険事業計画」は、牛久市の高齢者福祉の実施および介護保険事業の実施に関する計画を定めるものであり、「牛久市第3次総合計画」の高齢者に関する実施計画に該当するものです。

《 高齢者福祉計画・介護保険事業計画と他計画との関係 》



7 計画の基本的な施策目標と重点課題

(1) 基本理念

老人福祉法第2条には「すべての高齢者は生きがいの持てる健全で安らかな生活を保障される」という理念が定められています。

牛久市の高齢人口割合および生活習慣病による死亡者数は、茨城県内でも低い反面、一人暮らし高齢者数が高くなっていますが、生産年齢人口割合が3位と高いため、高齢者を地域全体で支える基本的な環境は整っているといえます。しかしながら高齢化率は年々上昇しており、平成24年2月現在で21.1%となっています。このため、高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指し、介護・医療関係者や地域住民、行政によるネットワークで「高齢者を地域全体で支えるシステム」の確立など、高齢社会に向けた福祉サービスの充実を図ります。

特に、高齢者が生涯にわたっていきいきと暮らすためには、できる限り自分の力で生活することが大切です。そのためには、元気な高齢者に対する介護予防や高齢者施策を実施し、健康づくりと生きがい対策を推進します。また、介護や支援が必要な高齢者に対しては、介護保険サービスにより十分な介護サービスが、個人の選択により受けられるよう基盤整備を図ります。

このため、基本理念を次のように定めます。

高齢者が安心して生活できるまちづくり

(2) 基本方針

「高齢者が安心して生活できるまちづくり」の実現を目指して、施策目標および重点課題を次のように定めます。

[施策目標1]

- ・ 健康な暮らし — 高齢者の健康づくり

[重点課題① 健康維持、介護予防]

健康な高齢者が比較的多いという牛久市の特徴をできる限り継続し、高齢者が要支援・要介護状態になることを防止するために、特に介護予防を重視した福祉サービスの充実に努めます。

【施策目標2】

- ・ 安心なくらし — 高齢者の介護支援

【重点課題② 介護サービスの基盤整備】

要支援・要介護状態となってしまった高齢者に対し、できる限り住み慣れた地域での生活を継続し、自己の意思で安心した生活をしていけるよう、介護サービスの基盤整備と質の向上を目指します。

【施策目標3】

- ・ ふれあいと安らぎのあるくらし — 高齢者とのふれあいづくり

【重点課題③ 生活支援、家族介護支援、福祉サービスの充実】

一人暮らしの高齢者や閉じこもりがちな高齢者に対し、生活支援や交流の機会を創出するための高齢者福祉サービスの充実を図ります。

また、家族介護の支援についても重点的に取り組むことにより、家族介護の負担を減らし、在宅における家族による介護の継続が行いやすいように支援します。

【施策目標4】

- ・ いきいきとしたくらし — 高齢者の生きがいづくり

【重点課題④ 地域福祉の推進、生きがい対策】

住み慣れた地域や家庭で、元気に生きている充実感を持ち、いきいきと生活していくためには、社会との接点を持ち続けることが極めて重要です。高齢者の社会参加や生涯学習等に対する支援を行っていくとともに、活動拠点となる施設の整備や内容の充実に努めます。

【施策目標5】

- ・ 安全なくらし — 高齢者にやさしいまちづくり

【重点課題⑤ 福祉のまちづくり】

高齢者が住み慣れた地域で、安全に地域の一員として活動できるよう、また高齢者やハンディキャップを持った人をはじめ、すべての人が快適に暮らせるようなまちづくりに努めます。

第2章 牛久市の高齢者を取り巻く現状と将来推計

1 人口構造の現状と将来推計

(単位：人)

年次	人口	年齢3区分別人口		
		年少人口	生産年齢人口	老年人口
平成23年	81,607	11,267	53,503	16,837
平成24年	83,027	11,228	53,613	18,186
平成25年	83,532	11,250	53,049	19,233
平成26年	84,037	11,271	52,485	20,281

※ 年少人口とは、0歳～14歳の方のことをいいます。
 生産年齢人口とは、15歳～64歳の方のことをいいます。
 老年人口とは、65歳以上の方のことをいいます。

2 被保険者数の現状と将来推計

(単位：人)

年齢	推計補完人口			
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
40歳未満	36,422	36,057	35,544	35,030
40～64歳	28,348	28,784	28,755	28,726
65～69歳	6,094	6,717	6,997	7,277
70～74歳	4,383	4,737	5,135	5,534
75～79歳	2,889	3,036	3,212	3,387
80～84歳	1,809	1,929	2,015	2,102
85歳以上	1,662	1,767	1,874	1,981
40歳以上合計	45,185	46,970	47,988	49,007
推計総人口	81,607	83,027	83,532	84,037
高齢化率	20.6%	21.9%	23.0%	24.1%

3 要介護者等の現状と将来推計

(単位：人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	150	174	190	199
要支援2	219	260	302	340
要介護1	386	415	438	487
要介護2	410	431	472	525
要介護3	300	322	366	398
要介護4	277	302	357	393
要介護5	242	264	291	331
合計	1,984	2,168	2,416	2,673

第3章 高齢者福祉サービス等提供の現状

1 高齢者保健事業

平成20年度からの医療構造改革において、医療保険者の役割分担として「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40～74歳の国保加入者を対象とする、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した生活習慣病予防のため特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務付けられました。

また、「老人保健法」の改正により、これまで市町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務付けられない事業については、健康増進事業として引きつづき市町村が「健康増進法」に基づき実施することとされました。更に、健康増進法第8条の2に定める健康増進計画に基づき、平成18年3月に「うしく健康プラン21」を策定し、現在同計画の見直し業をおこなっております。

これら2つの法に基づき、壮年期からの健康づくりと、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図り、市民の健康増進に努めていきます。

（1）健康増進法第17条第1項および第19条の2に基づく事業

1. 健康手帳の交付
2. 健康教育
3. 健康相談
4. 機能訓練
5. 訪問指導
6. 歯周疾患検診
7. 骨粗しょう症検診
8. 肝炎ウイルス検診
9. 健康診査
10. がん検診

（2）高齢者の医療の確保に関する法律による事業

1. 特定健康診査
2. 特定保健指導

（3）うしく健康プラン21

「うしく健康プラン21」は「すべての市民が、どのような健康状態であっても自分らしくいきいきと生涯をすごすことができる。」ことを目的に、市民自らの健康観に基づき、市民と行政、各関係機関が、共に考え共に行動していく指針とするものです。

それぞれの機関が、この指針に基づき、その役割を実行していくことで効率よく健康づくりが展開できると考えます。

2 高齢者福祉事業

① 在宅高齢者対策事業

a 緊急通報装置設置事業

緊急通報装置 172 台設置（平成24年1月末現在）

一人暮らし高齢者・高齢者世帯を対象に、緊急事態が発生した場合、迅速な救急体制を確保するため緊急通報システム（緊急通報装置）を設置し、NTTおよび消防本部とのネットワークを結びながら日常生活の安全を図ります。

平成21年度	救急車搬送件数	28件
平成22年度	//	29件
平成23年度	//	33件

b 在宅高齢者介護者援助事業

○徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊行動のある認知症の高齢者を介護している家族に対し、携帯用位置情報検索器（GPS）を貸与することにより、行方不明になった場合の早期発見に努めます。

平成24年1月現在、3名利用中

○寝たきり高齢者訪問理美容サービス

在宅の寝たきり高齢者等に対し、市内理美容組合の皆さんの協力により理美容サービスを実施します。

平成21年度	5人
平成22年度	4人
平成23年度	5人

○寝たきり、認知症高齢者介護慰労金の支給

寝たきり、認知症高齢者を在宅で介護している方に対して10万円（年額）の慰労金を支給し、介護者の慰労を図っています。

支給要件は以下のすべてを満たしていること。

◎介護保険法による要介護4・5の認定を受けている方かそれに相当する在宅高齢者で市県民税非課税世帯に属する方。

◎介護者が定められた期間内に介護保険サービスを利用していないこと。

◎基準日において過去1年間おおむね3ヶ月以上の長期入院、施設入所をしていないこと。

○平成24年1月現在実績はありません。

c 在宅寝たきり高齢者等おむつ購入費助成事業

寝たきりや認知症により、在宅で常時おむつを使用している高齢者を対象におむつ購入費の一部を助成します。(助成額 月額 5,000 円の範囲内。)

※平成23年度より、対象要件を「当該年度分の市民税が非課税世帯」から「本人非課税」に変更し対象者の拡大を図りました。また、尿とりパッドも助成の対象となりました。

利用者数

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
70 人	74 人	167 人

d 介護者交流事業

在宅で介護をされている介護者相互の交流と心身の元気回復を目的に実施しています。日帰りの研修を年に 1 回実施。平成 23 年度 19 名参加

e 高齢者権利擁護事業

○日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

高齢者等で日常生活上の様々な契約をするとき自分一人で判断するには不安がある、金銭管理のお手伝いがあれば助かる等、判断能力は十分でないが他者の支援があれば生活維持できる方を対象に支援する制度です。

平成 21 年 4 月から平成 24 年 1 月現在までの利用者数 延べ 58 名

○成年後見制度利用支援

認知症高齢者等で判断能力が不十分な方が、一方的に不利な契約等を結ぶことがないように、一定の決められた人（後見人・保佐人・補助人）が、本人の不十分な判断能力を補い保護する制度です。認知症高齢者で日常生活を営むことに支障があり、家庭裁判所に申立を行う 4 親等以内の親族がいない場合、市が審判申立とその費用を支援します。

平成 21 年 4 月から平成 24 年 1 月現在までの市申立数（実績） 1 件

f 在宅介護支援センター運営

市内に居住するおおむね 65 歳以上の虚弱、寝たきり、認知症高齢者等またはこれらの方を抱えている家族等を対象として在宅介護に関する相談に応じ、各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう地域包括支援センターと協力し支援を行います。

○施設整備状況

施設名	整備年月
特別養護老人ホーム 「博慈園」	平成 3 年 3 月
特別養護老人ホーム 「牛久さくら園」	平成 12 年 3 月

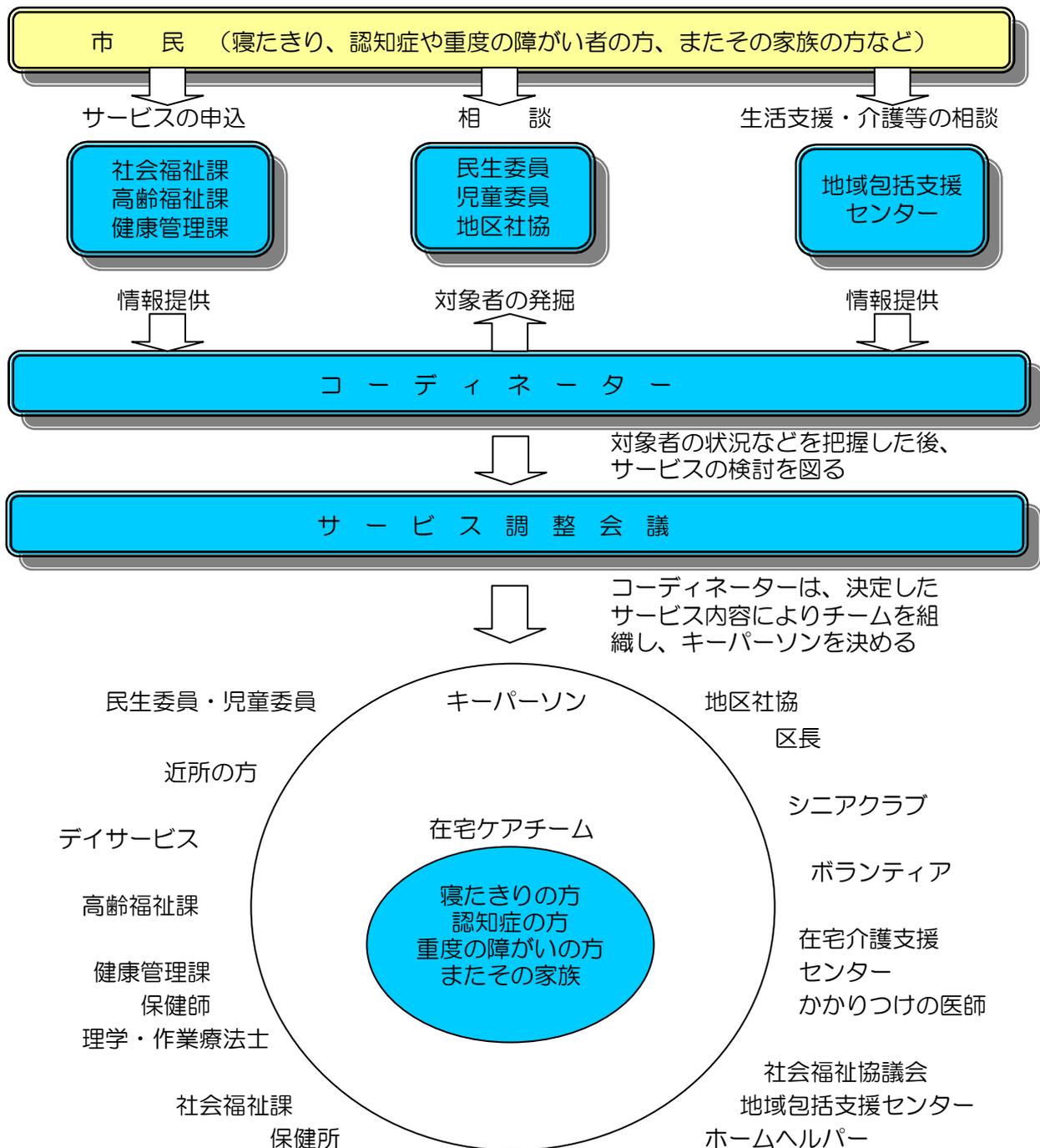
※「牛久さくら園」は、平成 24 年 1 月末現在休止中

g 地域ケアシステム推進事業

高齢者の必要なサービスに対応するためには、保健・医療および福祉部門が連携し、各々のサービスが総合的に機能しなければなりません。

このような観点から、当市では、昭和63年に設置された「高齢者サービス調整チーム」を平成6年に「地域ケアシステム」として移行し、地方公共団体、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会（以下、地区社協という。）、医師等医療関係者、社会福祉協議会、福祉施設関係者等との連携を図っています。

保健・医療・福祉の連携のもとに、サービスを提供するシステムは、下記のとおりです。



○ 地域ケアシステム推進事業実績

(単位：件)

項目	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス調整会議開催数		1	2	1
調整会議での検討ケース数		1	3	4
在宅ケアチーム会議開催数		9	10	10
在宅ケアチーム活動数		23	19	19

② 生きがい対策

a 敬老祝賀事業

高齢者に対し敬老の意を表するために、行政区等の協力を得て敬老の日大会を開催し、長寿祝品等を贈呈しています。また、ご長寿をお祝いする事業として、88歳、100歳達成の高齢者にお祝金の支給を実施しています。

- ・補助金：各行政区 30,000 円
75 歳以上 1 人当たり 1,200 円
- ・75 歳以上の者 記念品
- ・88 歳（米寿） 記念品と褒状（市） 祝い金 10,000 円（市）
- ・100 歳 記念品と褒状（市と県と内閣総理大臣）
祝い金 30,000 円（市）

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
対象者	5,594	5,958	6,416
出席者数	2,207	2,365	2,560
出席率	39.5%	39.7%	39.9%

b シニアクラブ助成事業

高齢者の豊かな知識と経験を活かして、地域の社会活動を展開し生きがいと健康づくりの推進組織として活動しています。

- 平成23年度 会員数 1,613名
クラブ数 46クラブ
- 高齢者と集う三世代広場事業 平成22年度参加者数 1,704名
平成23年度雨天中止

c 生きがい活動促進事業

介護予防に繋がる生きがい・健康・仲間づくりを目的に各種教室を開催しています。

平成23年度実績

教室名	開催回数	参加実人数
初心者パソコン教室	160	80
健康体操教室	17	116
太極拳教室	18	88
フォークダンス教室	56	112
シルバー男性料理教室	8	24

d シルバー人材センター運営事業

高齢者の就業機会を確保提供し、就業を通じて生きがいの充実や地域社会の活性化を図るものとして重要な役割を果たしています。

(単位：人)

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
年間受注件数 (内訳)	2,508	2,567	2,229
	行政関係 168	205	186
	民間事業所 980	930	768
	一般家庭 1,360	1,396	1,246
	独自事業 36	36	29
登録会員数	547	558	591
年間就業実人数	486	523	463
年間就業延人数	47,884	50,019	38,954
就業率	88.8%	93.7%	78.3%

平成 23 年度は 1 月末現在

e 金婚式祝賀事業

結婚 50 年を迎える夫婦を招待し、夫婦で長い人生を乗り越えてきたことをたたえる事業となります。

	平成 23 年度
対象者	189 組
出席者数	75 組
出席率	39.7%

③ 施設福祉対策

a 老人ホーム入所援護事業

養護老人ホーム入所援護

65 歳以上の方で、環境上の問題があり、かつ経済的な事情等により在宅での生活が困難な方が入所する施設です。

平成 24 年 1 月現在 措置数 3 名

b 高齢者虐待一時保護事業

家族等から虐待を受けている高齢者を一時的に施設にて保護する制度です。

平成 24 年 1 月現在 1 件

④ 介護予防対策

a 食の自立支援事業

在宅の要援護高齢者および一人暮らし高齢者を対象に、食の自立の観点から十分なアセスメントを行ったうえで計画的に提供し、自立支援、生活の質の確保および安否確認を行うことを目的としています。

●普通食 400 円 ●特別食 500 円

年 度	普通食	特別食	合計食数	実人数
平成21年度	13,819	7,447	21,266	123
平成22年度	14,365	6,714	21,079	150
平成23年度	11,066	4,942	16,008	120

平成23年度は1月末現在

b 外出支援用具購入費助成事業

歩行に支障をきたす高齢者の生活行動範囲を広げることにより、高齢者の生きがい及び健康の向上を図るため高齢者が外出時に使用する歩行支援用具の購入費の助成をします。

○対象となる外出支援用具 シルバーカー・歩行杖

(単位：件)

平成21年度	平成22年度	平成23年度
80	46	72

c うしくかっぱつ体操普及事業

転倒による骨折が原因での寝たきりを防ぐため、「転倒予防体操」(かっぱつ体操)普及員を養成し、60歳以上の方を対象に地域で活動していただいております。

現在、普及員が38行政区においてシニアクラブ会員やふれあいサロンにて体操普及活動を実施しています。

普及員養成者数

平成21年度	24人
平成22年度	25人
平成23年度	23人

平成24年1月末現在 延べ普及員養成者数 240人

d シルバーリハビリ体操普及事業

介護予防体操として茨城県が推奨する体操で、平成23年度より牛久市においても3級指導士養成を開始しました。

うしくかっぱつ体操同様、地域において行政区やシニアクラブを中心として普及を実施していきます。

3級指導士養成者数

平成23年度	21人
--------	-----

平成24年1月末現在 延べ3級指導士養成者数 21人

牛久市におけるシルバーリハビリ指導士数

1級指導士	3人
2級指導士	22人
3級指導士	32人

平成24年2月8日現在

第4章 高齢者保健福祉サービスの推進

要援護高齢者、一人暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して、生活支援サービスを提供し、自立と生活の質の確保および家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、在宅の高齢者に対する生きがい活動や寝たきり予防のための知識の普及啓発等により、「健やかで活力ある地域づくり」を推進し、在宅高齢者の総合的な保健福祉の向上に資することを目的とします。

1 高齢者保健事業

(1) 現況・課題

高齢化が急速に進展するなか、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病の割合の増加に対応するため、平成20年度から施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40歳以上74歳以下の医療保険の加入者に対する特定健康診査及び特定保健指導の実施が、医療保険者に義務付けられました。そこで、牛久市特定健康診査・特定保健指導実施計画を策定し、平成24年度までの実施率の目標値を定めるとともに、従来以上のサービスの質の向上をめざしていきます。

(2) サービスの目標量および今後の方向性

① 特定健康診査・特定保健指導の推進

メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した健康診査を実施し、その結果に応じて対象者を階層化し、それぞれのレベルに応じた保健指導により、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に資する自主的な取り組みを進め、生活習慣病の有病者及びその予備軍の減少を図ります。

特定健康診査実施目標

(単位：人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
実施率	33.1%	38.0%	45.0%	55.0%	65.0%
実施者数	4,804	5,573	6,633	8,148	9,729

特定保健指導実施目標

(単位：人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
実施率	19.8%	22.0%	28.0%	35.0%	45.0%
実施者数	197	254	384	590	906

※平成24年度改訂予定

② うしく健康プラン21の推進

健康づくりの最終目標を『すべての市民がどのような健康状態であっても、自分らしくいきいきと生涯を過ごすことができる。』と定め、評価指標は、『疾病や障がいの有無にかかわらず、「自分が健康だ」と感じている人を増やす。』ことを掲げました。年度毎に、市民への啓発普及のための重点テーマを掲げ、各関係機関と連携を図りつつ、健康づくりを推進していきます。

a 市民への啓発普及のための重点テーマ

年度	重点テーマ
平成18年度	糖尿病を予防しよう
平成19年度	遠ざけようお酒とタバコ
平成20年度	みんなで歯磨き
平成21年度	楽しく運動
平成22年度	簡単おいしい食事
平成23年度	受けよう健診

b いばらきヘルスロード ～うしく市内～

ヘルスロードとは、それぞれのライフスタイルに合わせて、身近で手軽にできる健康づくりへの取り組みとして、「ウォーキング」の普及を図るとともに、子どもから高齢者まで、また障がいのある人も安全にチャレンジできるウォーキングコースのことです。

また、日頃発見できない牛久市の歴史や文化、自然を感じて、心身ともに健康増進に繋がることを願い、現在8つのコースが「いばらきヘルスロード」に指定されました。

コース名	距離	指定年度
①ひたち野牛久駅グリーンハーモニーと運動公園散策コース	6.1km	平成16年度
②シャトー通り散策コース	3.8km	平成16年度
③牛久沼畔散策コース	9.2km	平成16年度
④牛久大仏散策コース	9.0km	平成19年度
⑤鎌倉権五郎景政物語コース	8.4km	平成19年度
⑥牛久自然観察の森と女化紅葉巡りコース	10.2km	平成20年度
⑦遠山保全林・谷津田散策コース	9.4km	平成20年度
⑧ひたち野みずべ公園散策コース	2.6km	平成21年度

c 牛久市空気もきれいなお店認証制度

「うしく健康プラン21」の平成19年度重点テーマ『遠ざけようお酒とタバコ』をうけ、受動喫煙防止の取り組みとして、平成20年6月に牛久市空気もきれいなお店認証制度がスタートし、加盟店も増えています。

*加盟店舗数 45件（平成24年1月現在）

2 在宅高齢者対策

(1) 生活支援サービス

① 現状・課題

牛久市における高齢化率も徐々に上昇し、平成24年2月には21.0%を超え、超高齢社会へと突入しました。更に核家族化が進む中、一人暮らしの高齢者も増加の一途をたどっています。

そのような中、高齢者、特に一人暮らし高齢者や高齢者世帯への生活支援サービスの充実が必要不可欠となっています。実状に合ったサービスを取り入れていくとともに、現在実施しているサービスをニーズに照らし合わせて、質、量ともに検討し、高齢者が安心して安全に自立した生活が送れるよう支援していくことが大切です。

② 各種サービス

a 一人暮らし高齢者対策

毎年、同じ時期に実施の民生委員による訪問調査および各関係機関の連携により、一人暮らし高齢者数を把握しています。

地域の相談役である民生委員を核として、隣近所の助け合いや、地域ボランティアによるふれあいにより、地域とのつながりが薄くひきこもりがちな高齢者等を中心に、日常の見守りから災害等の緊急時まで、関係各課の連携とあわせ、地域住民とのあたたかい交流基盤により協力体制を整備します。

b 緊急通報装置設置事業

本事業は、緊急時の消防本部への通報業務とあわせ、装置を設置するにあたり、民生委員や近所の協力により成り立っており、いわば地域による虚弱高齢者の支え合い、見守り事業の一端を担っています。

虚弱高齢者の命の安全と生活の安心を支えるためにも、必要な人へ適切に設置できるよう、供給不足とならないための施策と対象者のタイムリーな発掘体制の構築を行います。

c 食の自立支援事業

配食サービスの目的は、低栄養の予防と、また特別食においては、配食された食事から栄養のバランスを学び取り、自らの調理にも活かすことで、自立へと導けることにあり、更に食事の手渡しにより安否確認の役目も担っています。

食の自立の観点から、配食だけに頼り食事や生活全般の意欲低下におちいることのないよう、定期訪問によるニーズの吸い上げやアセスメントによる総合的評価を実施し、食を通じて生活を活性化し、より効果的に事業を展開します。

d 成年後見制度利用支援

認知症高齢者等の判断能力が不十分な人たちは、財産管理や介護保険を利用するといった契約を自分で行うことが困難です。このような判断能力の不十分な人たちの権利や財産を守るため、日常生活支援事業と成年後見制度の周知を図り、制度利用支援を積極的に推進していきます。

(2) 家族介護支援サービス

① 現状・課題

介護保険制度は、介護が必要になった方やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう介護サービスを提供するものです。適切な介護サービスが提供されることにより、利用者や介護のすべてを担ってきた家族にとっても精神的、肉体的な負担の軽減につながったといえます。

しかし、重度な寝たきりや、認知症が進んだ状態での家庭での介護は、家族への負担がまだまだ大きいのも現実です。家族や地域に支えられながら、より快適に暮らしていくためには少しでも家族介護の負担を少なくすることや、精神的なリフレッシュを介護保険サービス以外においても提供していくことが重要といえます。

② 各種サービス

a 徘徊高齢者家族支援サービス

在宅認知症高齢者数の伸びが見込まれる中、徘徊による未帰宅高齢者の年間捜索件数も増えつつあり、認知症を抱える家族の精神的、身体的負担は大きいといえます。

携帯用位置情報検索機（GPS）利用者数が少ないのは認知症者に常に携帯させることが困難であったり、介護者の心理的な要因（認めたくない・知られたくない）が背景にあると推測されます。

今後は、介護者へのサービスの案内を更に周知していくとともに、認知症高齢者の理解を深め、徘徊しても迅速に発見できるような、地域ぐるみでの認知症高齢者を支えるネットワーク（牛久市 SOS ネットワーク）をさらに充実させていく事で家族の安心を図ります。

b 寝たきり高齢者訪問理美容サービス

寝たきりの状態で整髪することは、技術を要することでもあり訪問理美容サービスを実施していますが、利用者が少数であるため、今後は更にサービスの広報周知とともに対象者の発掘に努めていきます。

c 在宅寝たきり高齢者等おむつ購入費助成事業

トイレで排泄が困難な寝たきり高齢者にとって、おむつは日常生活に欠かせない必需品であり、本事業はその経済的負担を軽減し、在宅での介護を推進していくために支援しています。

平成 23 年度より、助成対象者を世帯非課税者から本人非課税者に拡大するとともに、尿とりパッドも助成対象に追加しています。

今後も必要な方へサービス提供できるよう広報周知に努めます。

d 家族介護者交流事業

介護者相互の情報交換および心身のリフレッシュ提供の場として、今後も積極的に事業を展開していきます。

3 地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括ケア体制の推進

① 地域包括ケアへの取り組み

すべての高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち安心して生活を送るためには、「介護」、「医療」、「予防」、「住まい」、「生活支援サービス」を一体的に提供していく「地域包括ケア」の推進に取り組むことが重要となります。

このため、高齢者がそれぞれ有する能力に応じて、自立した生活が営むことができるよう「地域包括ケア」の5つの視点による取り組みを基本としたうえで、地域包括ケア体制を構築していきます。

○ 地域包括ケアの5つの視点による取り組み

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取り組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須となります。

①医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化

②介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の整備
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

③予防の推進

- ・できる限り要介護状態としないための予防の取り組みや自立支援型の介護の推進

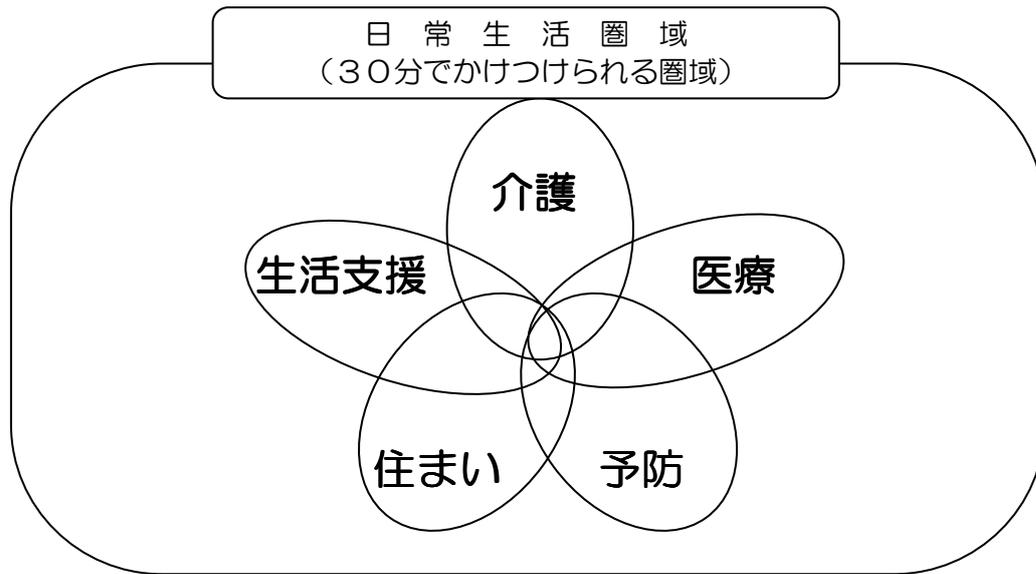
④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス）サービスを推進

⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備(国交省と連携)

- ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

○ 地域包括ケアのイメージ図



② 日常生活圏域について

「地域包括ケア」の実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位が「日常生活圏域」となります。国においては、おおむね30分以内で駆けつけられる圏域とされています。

当市の「日常生活圏域」は3つの町村が合併してできた市であるため、旧町ごとの地域特性が多く残っています。したがって、地域包括ケアを構築していく上でも、各地域やその地域に住む高齢者の特性や課題を的確に把握しながら進めていく必要があります。

(2) 地域活動等との連携体制の整備

① 地域活動との連携体制の整備

要介護高齢者等に対して地域による支援を高めるため、地域包括支援センターや社会福祉協議会、地区社会福祉協議会に加え、民生委員等による高齢者保健福祉に関する連絡・支援体制の整備やボランティアによる見守り等地域活動との連携体制の整備を進めます。

さらに、在宅介護を進めていく上で不可欠な医療との連携体制を強化するために、地域医療の推進を軸に介護・福祉の切れ目のないサービス提供の体制づくりを推進します。

当市では、地域の実状に合わせて、必要な階層で必要なサービスが受けられるよう介護予防・生きがい活動の推進、相談体制の充実・医療との連携、生活支援の充実、介護サービスの推進などに取り組みます。

② 地域のふれあい拠点の活用

住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送るためには、何よりも人々との交流の機会が確保されることが大切です。高齢者の場合、人とのふれあいがなく、いわゆる「閉じこもり」の状態が身体的・精神的低下をもたらし、生活の自立を困難な状態にしてしまう可能性が高いとされています。そしてまた、この「閉じこもり」が一層地域社会から孤立するという悪循環が起き、介護を要する状態を引き起こすこととなります。

このような観点から、自宅での閉じこもりを防ぎ、地域のふれあいの場としての拠点である「ふれあいサロン」等の活用を図ります。

第5章 介護保険事業計画

1 介護保険制度

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の目的

この法律は、加齢にともなって生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護および療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービスおよび福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上および福祉の増進を図ることを目的としています。

(2) 介護保険事業計画（介護保険法第117条）の位置付け

市町村は、基本指針（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生労働大臣が定める基本的な指針）に即して、3年間を計画期間とする、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（市町村介護保険事業計画）を定めます。

なお、本計画は、「老人福祉法」、「介護保険法」に基づき策定します。

(3) 牛久市介護保険事業計画の性格

本計画は牛久市第3次総合計画を踏まえ、介護保険事業の給付実績および平成23年2月に行った日常生活圏域ニーズ調査結果等を基に、第4次牛久市介護保険事業計画を見直し策定するものです。

今後はこの計画により、牛久市介護保険事業がより利用者の実態や意向に即した運営を行うために事業を実施していくものとします。

(4) 日常生活圏域の設定

介護保険法では、介護保険事業計画策定にあたり、高齢者が住み慣れた地域で家族や友人、知人とともに豊かな心で暮らせるよう、身近な地域を単位とし、その中でサービス利用を可能とするため日常生活圏域を定めることとされています。

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定め、その区域ごとに介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることが必要です。

① 圏域設定の基本的な考え方

牛久市は、昭和 29 年合併以前の行政境で、市の西部に位置する牛久地区、市役所をはじめ公共施設や商業施設が集積し、ほぼ市の中央に位置する岡田地区、最も広い面積を持ち、市の東部に位置する奥野地区の 3 つの地区に分かれています。さらに、スポーツ大会などの地域の行事も圏域ごとに開催されています。

このように、住民の生活の単位が 3 地区に分かれていることから、生活圏域の設定についても、この 3 地域を単位として設定することとします。

② 生活圏域ごとの特徴

a 牛久地区

市の西部に位置し、常磐線牛久駅をはじめ、駅前ビル、商店街のほか、駅周辺には住宅地が整備されています。また、最西端の牛久沼のほとりに広がるエリアには、昔ながらの自然が多く残され、うるおいのある水辺環境は四季を通して市民の憩いの場になっています。

b 岡田地区

市の中央に位置し、市役所、総合福祉センター、中央生涯学習センターなどの公共施設や福祉施設が集積するこの地区は、郊外型の大型店舗や中小の商店などの商業施設や住宅地が整備され、人々の往来も非常に多く、にぎわいのあるエリアになっています。また、北部地域は、ひたち野牛久駅や新しい住宅地の開発、圏央道の開通など、今後の大きな発展が期待できる地区です。

c 奥野地区

市の東部に位置し、最も広い面積を持つこの地区には、2 つの工業団地があるほか、クリーンセンター、斎場など生活にかかわりの深い施設があります。また、農業を中心とした地域であり、市内で最も高齢化率が高くなっています。

③ 生活圏域ごとの概況

(平成23年10月1日現在)

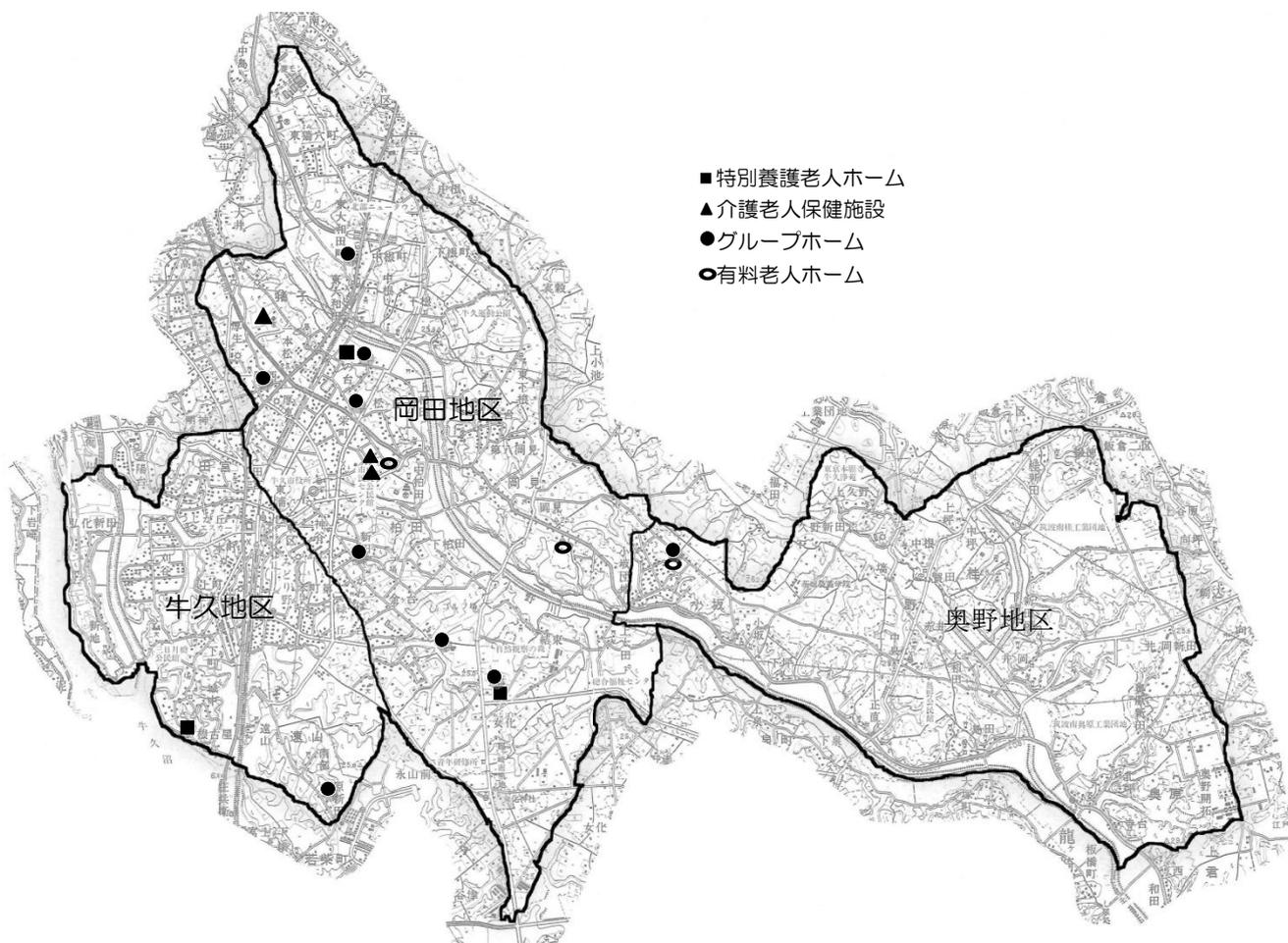
	牛久地区	岡田地区	奥野地区	合 計
人 口	31,494 人	44,650 人	5,463 人	81,607 人
高齢者人口	7,724 人	7,510 人	1,603 人	16,837 人
高 齢 化 率	24.5%	16.8%	29.3%	20.6%

④ 今後の生活圏域について

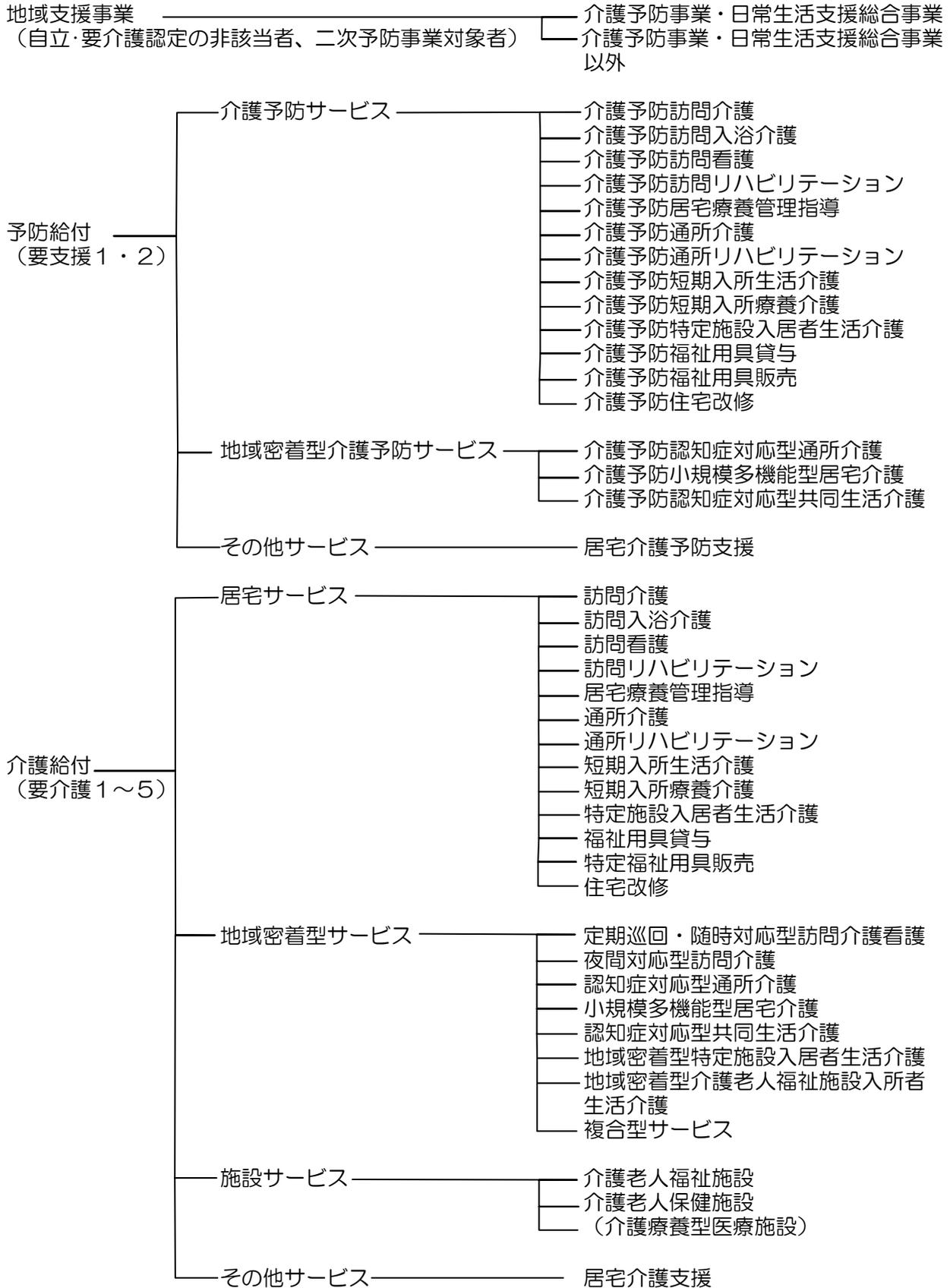
地域の高齢者を全体で支えるには、介護保険サービスだけでなく、地域住民全体のつながりのなかで支え合うことが必要です。

地域福祉の中核的組織である社会福祉協議会やボランティア等を中心とした地域住民一人ひとりの参加と協力による地域づくりを目指し、次期計画以降においては、地区社会福祉協議会等の整備状況を勘察しながら、小学校区単位など、よりきめ細かくより適切な圏域設定に移行することを検討していきます。

日常生活圏域図



(5) 施策体系図



(6) 地域支援事業の実施

すべての高齢者が住みなれた地域で、できる限り自立した日常生活を送れることを目的として、要支援、要介護状態になる前から、一人ひとりの状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態になった場合においても介護保険サービスだけでなく地域における社会資源を活用した支援を包括的・継続的に行うことにより、誰もが安心して暮らしつづけられる地域社会を構築していきます。

《介護予防実施後の効果および認定者数推計》

(単位：人)

区分 \ 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者人口	15,412	16,164	16,837	18,186	19,233	20,281
地域支援事業対象者	882	817	1,123	1,455	1,539	1,622
対高齢者人口割合	5.7%	5.1%	6.7%	8.0%	8.0%	8.0%
要支援 1・2 の認定者数	386	372	390	434	492	539
地域支援事業の効果	10.1%	10.3%	10.0%	11.0%	12.0%	13.0%
予防給付の効果	66.6%	59.4%	58.7%	63.0%	64.0%	65.0%
要介護 1～5 の認定者数	1,423	1,485	1,588	1,734	1,924	2,134
地域支援事業の対象人数	882	817	1,123	1,455	1,539	1,622
地域支援事業の効果人数	89	84	229	160	184	211
予防給付の効果人数	257	221	229	273	315	350

※ 地域支援事業の対象者（二次予防事業対象者：通称チャレンジシニア）数は、平成 19 年度からの市内行政区における元気教室の経年的な実施及び未実施行政区への基本チェックリストの郵送による把握などにより、平成 24 年度以降は 8.0% と推計します。

※ 地域支援事業の効果人数は、平成 23 年度は 10.0% でしたが、二次予防事業対象者の介護予防教室への参加率を高めることで、平成 24 年度以降については 11.0% 以上で見込みます。

※ 予防給付の効果は、要支援状態から要介護に移行しないで要支援にとどまった人数を集計しており、平成 21 から平成 23 年度は減少傾向にあります。平成 24 年度以降については 63.0% 以上で見込みます。

《地域支援事業に要する費用額（見込み）》

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域支援事業 (A+B+C)	101,545,000	114,273,000	128,892,000
介護予防事業 A	26,360,000	32,588,000	36,747,000
包括的支援事業 B	51,000,000	57,000,000	67,000,000
任意事業 C	24,185,000	24,685,000	25,145,000

① 介護予防事業

二次予防事業対象者施策

介護予防の定義の一つに『要介護状態の発生をできる限り防ぐ(遅らせる)こと』とあげられているように、平成17年の介護保険制度改正では「予防重視型システムへの転換」に重点がおかれ、要介護状態になる前からの日常的な健康管理や予防対策が重要視されています。

従来の介護予防サービス（高齢者保健事業、介護予防・地域支え合い事業）では、介護予防効果が十分に検証されてこなかったという反省点をいかし、生活機能の低下予防、維持・向上に着目し、一人ひとりの健康状態・機能レベルに応じて、生活習慣病予防と介護予防を一体的に推進します。

二次予防事業対象者数の推計

区分\年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者人口	18,186人	19,233人	20,281人
二次予防事業対象者数	1,455人	1,539人	1,622人

二次予防事業対象者とは・・・要支援・要介護状態になるおそれがある虚弱な高齢者。

牛久市では「チャレンジシニア」の通称を用いています。

*二次予防事業対象者把握事業

特に介護予防の必要度が高い人を事業の対象者として選ぶためには、地域における保健・医療・福祉などの関係機関との連携が必要となります。市が実施する健康診査をはじめ、関係機関（医療機関・民生委員等）・要介護認定非該当者や日常生活圏域ニーズ調査の結果等から二次予防事業対象者の把握に努めます。

*二次予防事業対象者通所型介護予防事業

二次予防事業対象者把握事業により把握された高齢者を対象に、介護予防を目的として「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等を中心とした教室を実施します。

事業見込み（年間）

区分\年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
運動器の機能向上事業	96回	108回	120回
口腔機能向上事業	54回	54回	54回
栄養改善事業	16回	18回	20回

***二次予防事業対象者訪問型介護予防事業**

二次予防事業対象者把握事業により把握された通所困難な状況の二次予防事業対象者を対象に、保健師等が居宅を訪問し生活機能に関する問題を総合的に把握し必要な相談・指導を実施します。

事業見込み（年間）

区分\年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問運動機能向上指導	10回	15回	20回
訪問口腔機能向上指導	10回	15回	20回
訪問栄養改善指導	2回	2回	2回
訪問指導（閉じこもり・うつ等）	20回	25回	30回

***介護予防施策評価事業**

地域支援事業の実施効果としては、新規認定率の推移、要介護状態に移行する割合等で検証しています。また、事業参加後の定期的な継続評価もおこなっていきます。

介護予防一般高齢者施策

すべての高齢者（第1号被保険者）を対象として、介護予防の意義や知識の普及啓発、介護予防にかかわる人材育成、地域活動組織の育成・支援を行います。

※一般高齢者とは・・・活動的な状態にある高齢者を含むすべての高齢者。

***介護予防普及啓発事業**

すべての高齢者を対象に介護予防の啓発のための広報活動を行うとともに、介護予防に関する講演会の開催、健康教育・相談を実施していきます。

***地域介護予防普及活動支援事業**

介護予防・転倒予防に着目した「うしくかっぱつ体操」や「シルバーリハビリ体操」の普及員の養成や地域への普及をはじめ、地域において介護予防にかかわるボランティア等の活動を支援していきます。

区分 \ 年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
かっぱつ体操普及員養成目標数	30名	30名	30名
かっぱつ体操実施行政区数	39行政区	41行政区	43行政区
かっぱつ体操参加延べ人数	19,490名	20,140名	20,790名

平成24年1月末現在 : 38行政区 240名

[うしくかっぱつ体操普及員：最終目標数] : 1行政区に普及員5名

区分 \ 年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
3級シルバーリハビリ体操指導士養成目標数	—	30名	30名
シルバーリハビリ指導士 かっぱつ体操実施行政区数	11行政区	14行政区	17行政区

平成24年2月末現在 : 21名

② 包括的支援事業

地域のケアマネジメントを総合的に行うために「介護予防ケアマネジメント事業」、「総合相談支援事業」、「権利擁護事業」、「包括的・継続的マネジメント事業」を実施します。

③ 任意事業

*家族介護支援事業

家族介護を支援する事業等を実施していきます。

茨城県地域介護ヘルパー養成講座開催

一家にひとりを目標に適切な介護知識・技術の習得についての講座を開催します。

[平成24年度開催予定]

1講座 募集人員40名

*家族介護継続支援事業

介護にあたっている家族等の身体的・精神的負担を軽減する事業を実施していきます。

家族介護者交流事業

介護者が日頃の悩みや体験を語り合うことで心身のリフレッシュを図ることを目的として実施します。

[平成24年度開催予定]

日帰りによる交流会 募集人員20名

徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊行動のある認知症の高齢者を介護している家族に対し、携帯用位置情報検索機(GPS)を貸与することにより、行方不明になった場合の早期発見に努めます。

*介護慰労金の支給

介護保険制度(公的サービス)を利用せずに、寝たきり・認知症高齢者を在宅で介護している方に対して10万円(年額)の慰労金を支給し、介護者の慰労を図っていきます。

*食の自立支援事業

在宅の要援護高齢者および一人暮らし高齢者を対象に、食の自立の観点から十分なアセスメントを行ったうえで計画的に提供し、自立支援、生活の質の確保および安否確認を行うことを目的としています。

*在宅寝たきり高齢者等おむつ購入費助成事業

寝たきりや認知症により、在宅で常時おむつを使用している高齢者を対象におむつ購入費の一部を助成します。(助成額 月額5,000円の範囲内。)

※平成23年度より、対象要件を「当該年度分の市民税が非課税世帯」から「本人非課税」に変更し対象者の拡大を図るとともに、尿とりパッドも助成対象に追加しました。

*その他の事業

成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者等で判断能力が不十分な方が、一方的に不利な契約等を結ぶことがないように、一定の決められた人(後見人・保佐人・補助人)が本人の不十分な判断能力を補い保護する制度です。認知症高齢者で日常生活を営むことに支障があり、家庭裁判所に申立を行う4親等以内の親族がいない場合、市が審判申立とその費用を支援します。対象者の把握・相談支援を地域包括支援センターや成年後見サポートセンター(社会福祉協議会内)と連携し支援していきます。

介護相談員派遣事業

介護サービスの提供の場において、介護サービス利用者の疑問および不満等の相談を受け疑問を解消し、もって介護サービスの質的な向上を図っていきます。

各種生きがい対策講座開催

生きがい・健康づくりを目的に教室を開催し、介護予防や地域住民同士の交流を図ります。

[平成24年度開催予定]

健康体操教室・太極拳教室・フォークダンス教室・初心者パソコン教室・シルバー男性料理教室等

④ 介護予防・日常生活支援総合事業

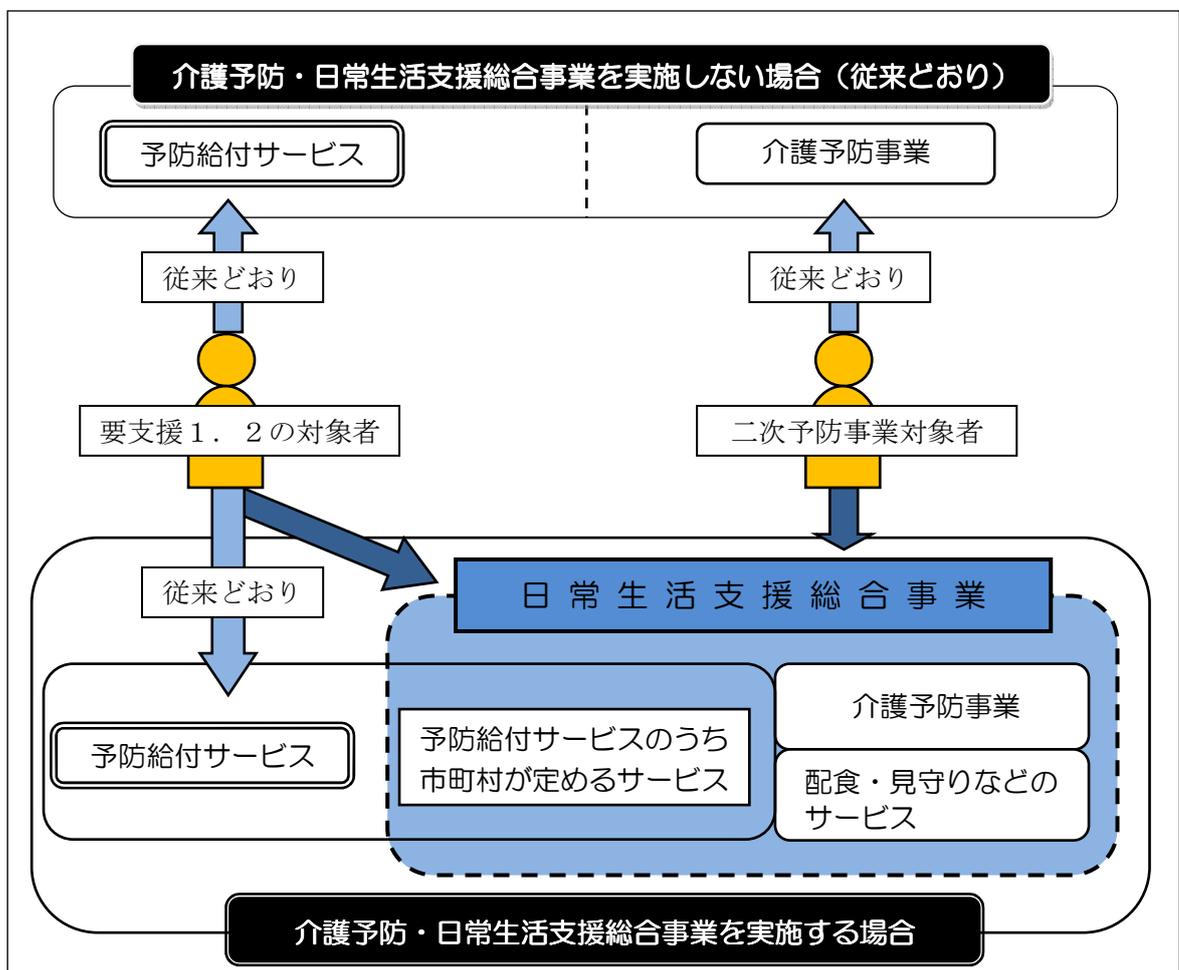
平成24年度から、地域の実情に応じて、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守りなどの生活支援サービス等を総合的に提供できる介護予防・日常生活支援総合事業(以下「日常生活支援総合事業」という。)が創設されます。

なお、日常生活支援総合事業の実施については、各市町村の判断によるとされています。

a 日常生活支援総合事業とは

日常生活支援総合事業は、地域支援事業のうち、次の事業を総合的に実施することを可能とする事業です。

- ① 介護予防事業
- ② 介護予防ケアマネジメント事業
- ③ 市町村の判断により実施する事業
 - ・要支援者に対して介護予防サービス（訪問介護・通所介護等）を実施する事業
 - ・要支援者・二次予防事業対象者に対する自立した日常生活の支援のための配食サービスや見守りサービスなどの事業
 - ・要支援者に対するケアマネジメント



b 第5期介護保険事業計画における日常生活支援総合事業について

国は、日常生活支援総合事業の実施により、予防サービスと生活支援サービスを柔軟に組み合わせることで、利用者の状態像に応じたサービスの提供が可能となるとしてありますが、事業の実施に必要な詳細な情報が今後示される予定であることから、その内容を精査するとともに、高齢者のニーズを見極めながら、事業の実施について慎重に検討を進めます。

(7) 地域支援事業の財源構成

介護予防事業と日常生活支援総合事業は介護保険の給付費と同じ財源構成。介護予防事業と日常生活支援総合事業以外は第1号保険料と公費でまかないます。新規に要支援・要介護状態となる人が減少し、介護保険給付費全体の抑制効果が見込まれることから、介護予防事業と日常生活支援総合事業の財源には第2号保険料もあてられることになります。

事業区分	財源構成	事業規模の範囲
介護予防事業（必須事業）・日常生活支援総合事業（任意事業）	第1号保険料 21% 第2号保険料 29% 国 25%・県 12.5% 市 12.5%	介護給付費の2.0%以内 （介護給付費の約0.8%）
介護予防事業（必須事業）・日常生活支援総合事業（任意事業）以外	第1号保険料 21% 国 39.5%・県 19.75% 市 19.75%	介護給付費の2.0%以内 （介護給付費の約1.9%）

※ 「介護予防事業（必須事業）・日常生活支援総合事業（任意事業）以外」とは「包括的支援事業」のうち『総合相談支援業務』『権利擁護業務』『包括的・継続的ケアマネジメント支援業務』、任意事業となります。

※ 地域支援事業全体で介護給付費の3.0%が限度額となります。

(8) 地域包括支援センター整備

① 設置の主旨

地域包括支援センターは、公平・中立な立場から地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、「総合的な介護予防型システム」への転換を図る中核的機関として設置しました。

② 事業内容

地域包括支援センターは、すべての高齢者を対象とした地域支援事業のうち以下の事業を実施します。

*介護予防マネジメント事業（保健師等を中心に対応）

「予防給付」と「介護予防事業」のマネジメントを一体的に実施し、要介護状態となることの予防と要介護状態の悪化防止を図ります。

*総合相談・支援事業（社会福祉士を中心に対応）

24時間対応の総合相談受付体制の構築をはじめ、個々の高齢者がどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス機関や制度に繋げる等の支援を行います。

*権利擁護事業（社会福祉士を中心に対応）

認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度の活用支援、日常生活支援事業の活用支援のほか、高齢者虐待の防止や早期発見のため支援事業を行います。

*包括的・継続的マネジメント事業（主任ケアマネジャーを中心に対応）

支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくりを継続的に行います。

② 運営方法

地域包括支援センターの設置・運営主体は市町村とされ、人口2～3万人対し、1カ所設置と基準が国より示されていますが、現在は市内1カ所、牛久市社会福祉協議会に委託し運営しています。現状の人口から設置の基準にあわせると2～3箇所の設置が必要と試算されますが、今後は高齢者人口の増加にともない二次予防事業対象者および介護予防給付対象者の増加等を見極めながら、適切な設置を図っていきます。

なお、在宅介護支援センター2箇所を協力機関として位置づけ、地域における高齢者の身近な相談窓口としての機能を活用し、円滑な運営を図っていきます。

また、地域住民や関係職種による「地域包括支援センター運営協議会」により公正・中立性を確保していきます。

2 介護保険給付サービス

【 居宅介護サービス 】

(1) サービス量の見込と整備目標

《居宅サービス》

《介護予防訪問介護および訪問介護》

(単位：人、回)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防訪問介護	見込量	1,625	1,695	1,755	1,795	2,101	2,408
	供給量	1,598	1,530	1,482			
	供給率	98.3%	90.3%	84.4%			
訪問介護	見込量	34,263	34,310	36,795	41,840	46,312	50,784
	供給量	37,857	36,836	39,845			
	供給率	110.5%	107.4%	108.3%			

※介護予防訪問介護の単位は人数、訪問介護の単位は回数

《介護予防訪問入浴介護および訪問入浴介護》

(単位：回)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防 訪問入浴介護	見込量	0	0	0	0	0	0
	供給量	0	3	39			
	供給率	-	-	-			
訪問入浴介護	見込量	1,473	1,375	1,543	1,575	1,710	1,846
	供給量	1,119	1,376	1,517			
	供給率	76.0%	100.1%	98.3%			

《介護予防訪問看護および訪問看護》

(単位：回)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防訪問看護	見込量	554	578	578	59	71	82
	供給量	260	118	92			
	供給率	46.9%	20.1%	15.9%			
訪問看護	見込量	5,753	5,653	6,140	4,607	5,026	5,444
	供給量	4,130	4,233	4,433			
	供給率	71.8%	74.9%	72.2%			

《介護予防訪問リハビリテーションおよび訪問リハビリテーション》

(単位：回)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防訪問 リハビリテーション	見込量	233	244	253	0	0	0
	供給量	64	16	0			
	供給率	27.5%	6.6%	0.0%			
訪問 リハビリテーション	見込量	1,192	1,168	1,269	2,981	3,321	3,662
	供給量	1,842	1,893	2,483			
	供給率	154.5%	162.1%	195.7%			

《介護予防居宅療養管理指導および居宅療養管理指導》

(単位：人)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防 居宅療養管理指導	見込量	30	33	37	144	168	192
	供給量	30	47	110			
	供給率	100.0%	142.4%	297.3%			
居宅療養管理指導	見込量	1,011	1,067	1,121	1,416	1,708	2,027
	供給量	1,071	1,401	1,516			
	供給率	105.9%	131.3%	135.2%			

《介護予防通所介護および通所介護》

(単位：人、回)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防通所介護	見込量	1,257	1,313	1,360	1,684	1,964	2,244
	供給量	1,267	1,283	1,428			
	供給率	100.8%	97.7%	105.0%			
通所介護	見込量	38,250	38,648	41,249	51,879	57,893	63,908
	供給量	37,524	41,688	47,623			
	供給率	98.1%	107.9%	115.5%			

※介護予防通所介護の単位は人数、通所介護の人数は回数

《介護予防通所リハビリテーションおよび通所リハビリテーション》

(単位：人、回)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防通所 リハビリテーション	見込量	547	571	593	602	700	797
	供給量	547	519	498			
	供給率	100.0%	90.9%	84.0%			
通所 リハビリテーション	見込量	23,420	23,647	25,221	27,213	30,354	33,495
	供給量	23,226	22,839	25,100			
	供給率	99.2%	96.6%	99.5%			

※介護予防通所リハビリテーションの単位は人数、通所リハビリテーションの単位は回数

《介護予防短期入所サービスおよび短期入所サービス》

(単位：日)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防 短期入所サービス	見込量	166	287	407	716	843	971
	供給量	421	250	323			
	供給率	253.6%	87.1%	79.4%			
短期入所サービス	見込量	18,168	26,278	28,275	26,913	30,031	33,148
	供給量	17,794	18,826	23,719			
	供給率	97.9%	71.6%	83.9%			

《介護予防短期入所療養介護サービスおよび短期入所療養介護サービス》 (単位:日)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防短期入所療養介護サービス	見込量	146	152	157	0	0	0
	供給量	1	2	0			
	供給率	0.7%	1.3%	0.0%			
短期入所療養介護サービス	見込量	1,826	1,818	1,956	1,873	2,005	2,025
	供給量	2,001	1,746	1,232			
	供給率	109.6%	96.0%	63.0%			

《介護予防特定施設入所者生活介護および特定施設入所者生活介護》 (単位:人)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防特定施設入所者生活介護	要支援 1	0	5	4	7	7	7
	要支援 2	3	3	2	4	3	3
特定施設入所者生活介護	要介護 1	6	7	5	14	14	16
	要介護 2	5	3	3	13	15	16
	要介護 3	2	1	1	9	10	11
	要介護 4	2	2	2	5	6	6
	要介護 5	2	1	2	4	4	5
計		20	22	19	56	59	64

《介護予防福祉用具貸与および福祉用具貸与》 (単位:人)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防福祉用具貸与	見込量	235	245	255	457	529	602
	供給量	378	372	406			
	供給率	160.9%	151.9%	159.2%			
福祉用具貸与	見込量	4,303	4,287	4,612	4,839	5,381	5,924
	供給量	4,289	4,491	4,608			
	供給率	99.7%	104.8%	99.9%			

《介護予防福祉用具販売および福祉用具販売》 (単位:人)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防福祉用具販売	見込量	32	33	35	40	44	48
	供給量	42	35	52			
	供給率	131.3%	106.1%	148.6%			
福祉用具販売	見込量	158	166	175	144	156	168
	供給量	128	125	156			
	供給率	81.0%	75.3%	89.1%			

《介護予防住宅改修および住宅改修》

(単位：人)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防 住宅改修	見込量	32	34	36	68	76	84
	供給量	44	45	38			
	供給率	137.5%	132.4%	105.6%			
住宅改修	見込量	113	119	126	128	136	144
	供給量	99	104	160			
	供給率	87.6%	87.4%	127.0%			

《地域密着型サービス》

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護》

(単位：人)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	見込量	-	-	-	200	220	240
	供給量	-	-	-			
	供給率	-	-	-			

《夜間対応型訪問介護》

実績・見込みなし

《介護予防認知症対応型通所介護および認知症対応型通所介護》

(単位：回)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防認知症 対応型通所介護	見込量	0	0	0	0	0	0
	供給量	0	0	0			
	供給率	-	-	-			
認知症 対応型通所介護	見込量	1,375	1,351	1,472	1,652	1,865	2,077
	供給量	438	71	56			
	供給率	31.9%	5.3%	3.8%			

《介護予防小規模多機能型居宅介護および小規模多機能型居宅介護》

(単位：人)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防小規模多機能型 居宅介護	見込量	12	12	12	40	48	60
	供給量	7	3	14			
	供給率	58.3%	25.0%	116.7%			
小規模多機能型 居宅介護	見込量	240	300	360	324	360	428
	供給量	185	159	152			
	供給率	77.1%	53.0%	42.2%			

《介護予防認知症対応型共同生活介護および認知症対応型共同生活介護》

(単位：人)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
介護予防認知症対応型 共同生活介護	要支援 1						
	要支援 2	2	3	0	0	1	1
認知症対応型 共同生活介護	要介護 1	17	27	26	30	31	31
	要介護 2	25	23	37	42	46	47
	要介護 3	33	27	26	29	34	35
	要介護 4	21	18	22	26	32	32
	要介護 5	5	16	14	15	17	17
計		103	114	125	142	161	163

《地域密着型特定施設入所者生活介護》

(単位：人)

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
要介護 1	4	4	5	6	6	6
要介護 2	3	6	7	8	8	8
要介護 3	8	6	9	9	9	9
要介護 4	3	8	7	7	7	7
要介護 5	8	12	11	11	11	11
計	26	36	39	41	41	41

《地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護》

実績・見込みなし

《複合型サービス》

(単位：人)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
複合型サービス	見込量	-	-	-	200	220	240
	供給量	-	-	-			
	供給率	-	-	-			

《その他のサービス》

《居宅介護（予防）支援》

(単位：人)

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
居宅介護予防支援	見込量	2,948	3,077	3,189	3,692	4,252	4,812
	供給量	3,105	3,074	3,130			
	供給率	105.3%	99.9%	98.1%			
居宅介護支援	見込量	9,638	9,745	10,395	10,920	12,072	13,224
	供給量	8,860	9,289	9,836			
	供給率	91.9%	95.3%	94.6%			

【 施設介護サービス 】

(1) サービス量の見込と整備目標

《介護老人福祉施設》

(単位：人)

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
要介護 1	2	3	5	5	5	5
要介護 2	6	15	20	20	20	28
要介護 3	34	43	41	41	42	31
要介護 4	46	51	55	56	56	104
要介護 5	43	62	71	72	72	108
計	131	174	192	194	195	276

《介護老人保健施設》

(単位：人)

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
要介護 1	9	17	14	17	17	17
要介護 2	25	30	31	35	37	30
要介護 3	57	31	27	33	33	33
要介護 4	44	40	42	48	49	52
要介護 5	36	51	48	56	56	61
計	171	169	162	189	192	193

《介護療養型医療施設》

(単位：人)

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
要介護 1	1	0	0	0	0	0
要介護 2	0	0	0	0	0	0
要介護 3	0	0	0	0	0	0
要介護 4	1	1	0	0	0	0
要介護 5	11	11	14	14	14	14
計	13	12	14	14	14	14

介護療養型医療施設については、平成 24 年 3 月 31 日までに老人保健施設や特別養護老人ホームへの転換または、廃止されることになっていましたが、転換期限が平成 30 年 3 月 31 日まで延長されることとなりました。

3 介護保険事業費の見込

(1) 第1号被保険者の保険料の推計

計画期間中の介護保険事業に係る費用として必要となる額は、次のように推計されます。

《標準給付費および地域支援事業費》

(単位：円)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
予防給付	介護予防サービス	133,557,686	151,259,619	171,661,840	456,479,145
	地域密着型介護予防サービス	2,134,047	5,551,751	6,101,346	13,787,144
	介護予防支援	15,860,057	18,268,003	20,675,949	54,804,009
介護給付	居宅サービス	1,254,119,116	1,392,116,906	1,531,876,884	4,178,112,906
	地域密着型サービス	744,332,177	819,769,899	854,091,630	2,418,193,706
	施設サービス	1,255,506,960	1,267,590,133	1,522,421,684	4,045,518,777
	居宅介護支援	155,481,555	172,176,482	188,871,410	516,529,447
住宅改修		21,967,848	23,761,142	25,554,436	71,283,426
特定入所者介護サービス費等給付費		188,762,674	237,840,969	299,679,621	726,283,264
高額（医療合算）介護サービス費等給付費		63,059,873	70,121,417	76,979,542	210,160,832
算定対象審査支払手数料		4,164,745	4,631,140	5,084,105	13,879,990
計		3,838,946,738	4,163,087,461	4,702,998,447	12,705,032,646
地域支援事業費		101,545,000	114,273,000	128,892,000	344,710,000
合 計		3,940,491,738	4,277,360,461	4,831,890,447	13,049,742,646

(2) 財政安定化基金の活用について

介護保険法の改正により、平成24年に限って都道府県に設置されている財政安定化基金の取り崩しが可能となりました。

牛久市においては茨城県から交付される予定となっている13,225,948円を活用し保険料引き下げに活用します。

(3) 第1号被保険者保険料（年額）について

推計された費用総額をもとに、財政安定化基金の取り崩し金や準備基金を繰入れた結果、本市における所得段階別の第1号被保険者保険料を算出すると次のとおりとなります。

所得段階別第1号被保険者保険料（年額）

第1段階	26,400円	基準額 × 0.5
第2段階	26,400円	基準額 × 0.5
第3段階（特例適用）	34,300円	基準額 × 0.65
第3段階	39,600円	基準額 × 0.75
第4段階（特例適用）	47,500円	基準額 × 0.9
第4段階	52,800円	基準額 × 1.0
第5段階	60,700円	基準額 × 1.15
第6段階	66,000円	基準額 × 1.25
第7段階	79,200円	基準額 × 1.5
第8段階	92,400円	基準額 × 1.75

月額保険料基準額 4,400円

第1段階：生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税

第2段階：世帯全員が市民税非課税（合計所得金額＋課税年金収入額80万円以下）

第3段階（特例適用）：世帯全員が市民税非課税（合計所得金額＋課税年金収入額80万円超120万円以下）

第3段階：世帯全員が市民税非課税（合計所得金額＋課税年金収入額120万円超）

第4段階（特例適用）：本人が市民税非課税（合計所得金額＋課税年金収入額80万円以下）

第4段階：本人が市民税非課税（合計所得金額＋課税年金収入額80万円超）

第5段階：本人が市民税課税で合計所得金額125万円未満

第6段階：本人が市民税課税で合計所得金額125万円以上200万円未満

第7段階：本人が市民税課税で合計所得金額200万円以上400万円未満

第8段階：本人が市民税課税で合計所得金額400万円以上

4 サービス提供体制の整備

(1) 施設・事業所整備目標数

(目標：平成26年度)

施設名	目標総数	整備済数	未整備数	備考
デイサービスセンター	15ヶ所	15ヶ所	ヶ所	
ショートステイ(ベッド数)	5ヶ所 (102床)	4ヶ所 (92床)	1ヶ所 (10床)	
在宅介護支援センター	2ヶ所	2ヶ所	ヶ所	
特別養護老人ホーム	4ヶ所 (288床)	3ヶ所 (218床)	1ヶ所 (70床)	
老人保健施設	3ヶ所 (229床)	2ヶ所 (200床)	1ヶ所 (29床)	平成24年4月 開設予定
介護療養型医療施設	-	-	-	
特定施設入居者生活介護	1ヶ所 (52床)	ヶ所 (床)	1ヶ所 (52床)	平成24年5月 開設予定
小規模多機能型居宅介護	3ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	
地域密着型特定施設入所者生活介護	2ヶ所 (41床)	2ヶ所 (41床)	ヶ所 (床)	
軽費老人ホーム(ケアハウス)	15 床	15床	床	
訪問看護ステーション	4ヶ所	4ヶ所	ヶ所	
保健センター	1ヶ所	1ヶ所	ヶ所	
福祉センター	1ヶ所	1ヶ所	ヶ所	
シルバーハウジング	一定割合	-		
認知症対応型共同生活介護	10ヶ所 (162床)	9ヶ所 (144床)	1ヶ所 (18床)	
指定居宅介護支援事業者	17事業所	17事業所	事業所	

※「目標総数は」、計画策定時点(平成24年3月)で平成26年度までに必要と考えられた施設等の数です。「整備済数」は、同時点ですでに整備されている施設等の数、「未整備数」は同時点でまだ整備されていない施設等の数で、平成26年度末までに整備される見込みの数です。

第6章 高齢者保健福祉サービスを円滑に提供する環境整備

1 総合的なサービス提供システムの構築

高齢者保健福祉の各サービスが有機的に機能するためには、サービスの提供が必要とされる高齢者にタイムリーに提供されることが重要です。このため、介護サービス提供事業者はもとより、介護支援専門員、地域住民、ボランティア、関係団体および保健・医療・福祉関係機関等が連携を取り合う中で、高齢者のニーズの発見から総合的なサービス提供までの一連のシステムを構築する必要があります。

このため、地域包括支援センターを地域福祉の中核機関として位置付け、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の福祉施設、地区民生委員、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、各種団体およびかかりつけの病院等の協力を得て、連絡・相談体制の充実を図り、情報の収集やサービス活動等の展開をしていきます。

2 認知症高齢者対策の推進

高齢社会において、介護の重度化、長期化が進む中で、介護を必要とする認知症高齢者が急速に増加しており、今後もその増大が見込まれる一方で、介護を行う家族の高齢化により家族による介護では、十分な対応が難しくなっています。

高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるような状態を実現することが求められています。このため、保健・医療・福祉等の各機関の連携を確保することや、介護サービスのみならず、近隣者やボランティアによるインフォーマルなサービスも含めた総合的なサービス提供体制を整備することが必要です。認知症高齢者対策については、茨城県内に2か所の老人性認知症センターが設置されており、認知症高齢者やその家族に対する専門医療相談や鑑別診断・治療方針の選定等が行われています。

また、家族からの相談に応じる体制の整備、および急を要する場合における入院・入所の体制の整備が重要です。

このような趣旨を考慮に入れ、高齢者保健・福祉に関する各施設のネットワーク化に努めていきます。

3 高齢者虐待防止対策の推進

超高齢社会を迎えた今、高齢者の虐待が社会問題となりつつあり、各方面で大きく取上げられるようになりました。平成22年度に厚生労働省が実施した状況調査では、養護者による虐待について、全国で16,668件、茨城県でも297件の事例が報告されました。虐待は複雑な背景を抱え、また表面化しづらい面もあるため件数も正確に把握できない現状があるといわれています。平成18年4月から高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。この法律は高齢者虐待防止のため、虐待を受けた高齢者を迅速かつ適切に保護し、また、介護を行う側の家族等を支援するため市の責務が明確に位置づけられています。

牛久市でも平成23年3月に牛久市高齢者虐待対応マニュアルを作成して虐待の早期発見、早期解決を目指すとともに、平成24年4月に牛久市高齢者虐待防止事業実施要綱を策定し、ネットワーク会議の開催による高齢者虐待の防止、支援方法の検討および関係機関の連携強化を図っていきます。

誰もが尊厳に満ちた人生を送ることのできる社会の実現に向けて介護に関わる人もそうでない人も高齢者虐待が起こらないような土壌づくりに努めていきます。

第7章 高齢者の生きがい対策の推進

1 基本方針

超高齢社会を迎えた今、何が必要とされているのか、どうあるべきなのか。

加速する少子・高齢化の中、明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、地域でのふれあいや支え合いが大切です。地域の一員として、高齢者自身がその豊かな経験と知識・技能を活かした、ボランティア活動をはじめとする様々な社会活動に積極的に取り組めるような地域づくりが必要です。

日常生活圏域ニーズ調査の一般高齢者アンケート結果においても、生きがいはありますかとの問いに、約85%の方が「ある」と回答を寄せており、趣味のサークル活動やボランティア活動、自治会や祭りなど行事に参加することで生きがいを感じていることがわかります。このため、高齢者に対する生きがい対策は、自らを高める各種の学習やスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、趣味・娯楽、レクリエーション、雇用就業など、高齢者が自分の価値観やライフスタイルにあった生きがいを選択できるよう多様な施策の提供に努めます。

さらに、高齢者に適したものを開拓することも重要ですが、高齢者のみを対象とするものに限らず、他世代と共に活動し、世代間の相互理解の醸成を促進し連帯感が生まれる施策の展開に努めます。

第8章 高齢者の環境整備対策

1 ひとにやさしいまちづくり（ユニバーサルデザイン）の推進

超高齢社会の到来を迎え、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活でき、積極的に社会参加できるような街づくりが一層求められています。

高齢者や身体障がい者の安全かつ快適で自由な移動を支援、確保するための街づくりの実現を図る一つとして、交通の要である牛久駅およびひたち野うしく駅について、段差の解消や視覚障がい者対応の触覚マーカ―を設置し、歩行や駅の利用を容易にしています。

公共施設等における進入口の自動ドア化・スロープの設置、障がい者用トイレの整備や歩道における点字ブロックの敷設、段差解消などの生活環境の改善を計画的に実施します。

一方で、今後の開発、再開発においては、計画レベルからひとにやさしいまちづくりを推進します。

また、生活に潤いとゆとりをもたせ市民の交流や軽スポーツの場として、公園や緑地の重要性はますます大きくなっており、引き続きその充実に努め、施設整備にあたっては、高齢者の利用に配慮するとともに、高齢者と子供が共に楽しめるものとしします。

ひとにやさしいまちづくり要綱（条例）等の制定を検討し、社会生活上ハンディを持つ市民の行動が制限されることがないように建物、道路、公園、公衆トイレなどの施設整備基準を踏まえ、関係各課との連携により、道路や建物あるいは、民間施設等を整備していく上でユニバーサルデザインを取り入れるなど、できるだけ全ての人が利用しやすい、住みやすい街づくりの整備を推進していきます。

これらの状況に対応するためには、住民・地域・企業・行政が一体となって、ひとにやさしいまちづくりの考え方を理解し、その推進を図っていく必要があります。

2 ひとにやさしいまちづくり整備指針の策定

公共施設のみならず、多数の市民が利用する民間の建築物および都市施設についても、高齢者、障がい者等のハンディキャップを持った市民が安全で快適に利用できるようにするための「整備指針」の策定を図り、民間の建築主、管理者等の協力を得て、これを整備することにより、ひとにやさしいまちづくりを推進します。

各公共施設や市街地間を結ぶ移動手段としては、平成15年7月1日からコミュニティバス「かっぱ号」が運行されています。また、重度の身体障がい者・高齢者を対象とした移送サービスを実施しており、移動手段の確保に努めています。今後は民間の移送サービスをはじめ、地域におけるボランティアによる移送の支援を推進していきます。

3 住宅対策

超高齢社会を迎え、ますます一人暮らしや高齢者夫婦世帯の増加が見込まれています。高齢者の住宅生活を考えた場合、バリアフリー化など安全に暮らせる住環境整備は重要な問題であり、住宅担当部局と高齢者の住居に関する意見交換や情報提供等を行うことにより連携を密にし、次のような対策をします。

(1) 住宅改修の相談・指導

当市の65歳以上の世帯員のいる一般世帯の住居の状況は、平成22年の国勢調査結果によると、持ち家が90.4%と非常に高い割合になっています。

この持ち家を中心として、高齢者が住みやすく安全に暮らせるような住宅改修を進めていくために、住宅改修の際に専門的な知識を持った福祉住環境コーディネーターの参加義務付けなど、積極的に住宅改修の相談・助言や指導の充実を図ります。

(2) 高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）」の中で、加齢にともない身体機能の低下が生じても住み続けることができるような、高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する基本的な事項を定めています。

この基本方針にのっとり、高齢者等入居の円滑化、住生活の安定確保及び向上の促進を支援します。

4 安全対策

高齢者が安心して生活するためには、各種の安全対策が必要となります。警察や消防関係機関・団体と連携を図り、広報活動を通し情報提供を呼びかけながら次のような安全対策を推進していきます。さらに、地域住民同士で助け合う「共助」の気運と組織体制の構築を推進し、地域の安全を確保していきます。

(1) 交通安全対策の推進

シニアクラブの活動を通じ、交通安全学習の自主的な活動を促進するとともに、交通安全運動期間における各種行事や広報活動をとおして、正しい交通ルールの厳守と交通マナーの実践を呼びかけるなど交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 防犯対策の充実

一人暮らし高齢者や高齢者世帯を狙った詐欺や窃盗、悪徳商法による被害を未然に防ぐため警察署、防犯連絡協議会による訪問指導や広報活動による情報提供の実施とともに出前講座による防犯啓発活動を推進していきます。

相談窓口	牛久警察署	029(871)0110
	牛久市消費生活センター	029(830)8802

(3) 災害対策の充実

東日本大震災を踏まえ、市民の安全・安心の確保を最優先する観点から、牛久市では災害対策の充実・強化に緊急に取り組みます。特に、災害時における在宅の要介護者への支援や、介護施設における防災対策の強化など、災害時における高齢者の安全安心を確保するため、実効性のある対策を構築する必要があります。

そこで、災害発生時における一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者等の災害弱者の救援・避難体制を「牛久市地域防災計画」のなかで見直し、体制の整備を構築していくとともに、地域における防災対策を支援し、救護避難活動の円滑化を図ります。

(4) 緊急事態への対応

一人暮らし高齢者や高齢者世帯等に対し、緊急通報装置を設置することにより、緊急通報センター（稲敷広域消防本部）と民生委員、近隣住民との緊密な連携のもと、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図っていますが、今後とも対象者の把握と拡充に努めます。

(5) 地域福祉計画への方向性

高齢者保健福祉、障がい者、児童福祉、母子保健、保健医療などに関する計画全体を地域でサポートしていく市民参画の地域福祉計画の策定を視野に入れ、地域全体で支える社会福祉のしくみを構築する地域福祉計画との連携がとれる体制を目指し、中核的役割を担う社会福祉協議会を地域福祉の推進役として支援するなど、拠点づくりへの支援を検討していきます。

(6) 高齢者あんしん電話の設置

高齢者が安心して暮していくために、あらゆる相談を受け付ける高齢者あんしん電話を、地域包括支援センター内に設置しています。24時間体制で365日受付を行ない専門的な相談にも対応、必要であれば専門機関へ取次ぎも行ないます。今後も高齢者の安全安心のための窓口運営を支援し、対応の充実に努めます。

※高齢者あんしん電話（牛久市地域包括支援センター）

0120-874-115

(7) 牛久市SOSネットワークの構築によるまちづくり

援護の必要な高齢者等が行方不明となった場合に、地域住民、地元企業・事業者等地域の支援を得て早期に発見できるようSOSネットワークをさらに充実したものとし、高齢者等の安全と家族への支援を図り、地域一体となって高齢者等を支えるまちづくりを推進します。